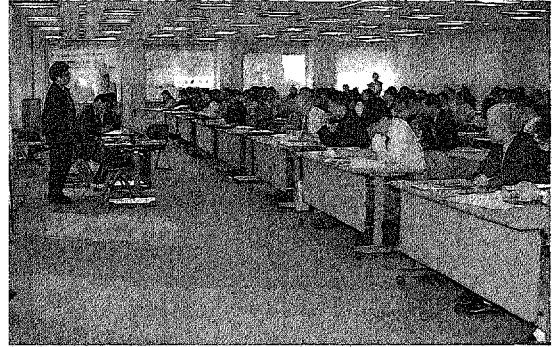


開発パートナー事業



開発パートナー事業の説明会

事業の背景

「21世紀のODAのあり方に関する懇談会」のなかで、ODAは、国民の理解と協力を得て実施すべきであるとの提言が出され、特に、その担い手であるNGOなどの役割が挙げられています。先進国ドナー^{*}は、かなり以前からNGOなどへの事業委託を実施してきていますが、ようやくJICAでも、ODA事業の一括委託の仕組みができあがりました。

途上国の開発においては、従来、JICAが実施してきた政府や政府関係機関の技術水準・行政能力の向上などの協力に加え、近年、住民の生活向上を直接支援する住民参加型の社会開発や、教育、保健・衛生など地域住民への行政サービスの向上に対する協力が重要な課題となっています。また、開発途上国のなかでも特に市場経済移行国では、政府、研究機関、大学などで、計画・政策立案、法律、税制、金融などの制度改革を支援する知的支援協力のニーズが高まっています。

このように、開発途上国のニーズが多様化するなか、小規模できめの細かい対応が必要な社会開発分野や、知的支援型の協力を進めるにあたり、JICAは実施のノウハウをもつわが国のNGO、地方自治体、大学、民間企業などをODA事業のパートナーとして位置づけ、これらの団体と連携して事業を進める「開発パートナー事業」を1999年度からスタートさせました。

事業の特徴

本事業の特徴は、以下のとおりです。

- ①事業のアイデアは、国際協力、開発協力に関する実績のある団体から募集すること。
- ②採択された事業は、応募した団体に対して、3年間程度継続して委託できること。
- ③従来、NGOの補助金などで認められていなかった人件費や管理経費なども、委託契約に含まれること。
- ④委託費は補助金ではないため、事業の主体はJICAであり、成果に関する最終的な責任はJICAにあること。

事業実施のプロセス

開発パートナー事業には、①JICAが指定する国で団体が自由にプロジェクトを提案する公募型、②相手国政府からの要請内容をJICAが公示し、プロジェクト計画を団体から募る公示型の2種類があり、業務の流れは図表1-3のとおりです。なお、1999年度は、公募型を実施しました。

1999年度の実施状況

図表1-3に挙げた公募型の進行手順に従い、1999年度は、8月上旬に東京と大阪で募集説明会を実施しました。NGO、大学、地方自治体などの本事業への関心は高く、全体で119団体、167名の参加者があ

りました。その後、9月上旬のプロポーザル作成についての説明会を経て、10月初めに募集を締め切りました。全体で40件のプロポーザルが寄せられ、外部有識者を含めた選考委員会によって、図表1-4に掲げた13案件の仮採択が決定し、プロジェクトの実施に向けて、国際約束の締結、討議議事録（R/D）の締結などの準備が進められました。

採択案件の概要

1999年度に仮採択された案件のうち、2つのプロジェクトの概要を例として紹介します。

1. ヴィエトナム：北部山岳地域における持続可能な村落開発のための成人識字教育振興計画

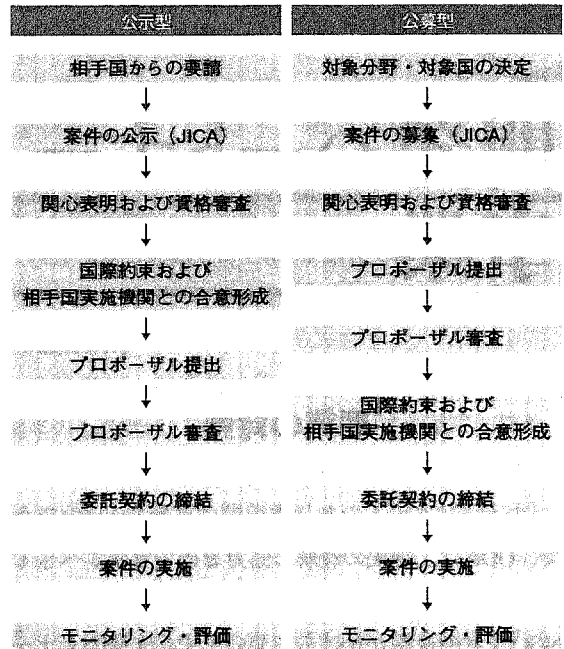
ヴィエトナムは、1986年からドイモイ政策を開始し、従来の計画経済に代えて市場経済を導入した結果、急速な発展を遂げてきました。1人あたりのGNPは350ドル（1998年）と、いまだ低い水準にあるなかで、急速な経済発展による都市部と農村部との間の貧富の差の拡大が、大きな社会問題となっています。とりわけ、最も発展から取り残されているのが、北部山岳地域です。

この北部地域とハノイ都市部との所得格差は約10倍もあり、こうした格差は、教育の面にも顕著に表われています。

このプロジェクトの目標は、これまでUNESCO（国連教育科学文化機関）・世界寺子屋運動のなかで実践してきた識字教育活動の経験をもとにして、ヴィエトナム北部ライチャウ省における成人識字教育の普及を中心とした基礎教育の推進とともに、住民の生活向上と地域社会の貧困緩和をめざすものです。

具体的な活動としては、約40カ村での寺子屋の建設、識字教員の養成と小学校教員の研修、寺子屋での識字教育と収入向上のための技術訓練、教育に必要な教材の開発などを3年間実施する予定です。

図表1-3 開発パートナー事業実施の流れ



2. バングラデシュ：リプロダクティブ・ヘルス地域展開プロジェクト

バングラデシュは、世界で最も人口密度が高い国のひとつであり、また、最貧国のひとつでもあります。この国の人口問題は、食糧、開発、環境など多方面に関連し、同国にとって解決すべき最大の課題となっています。

バングラデシュでは、20年間にわたる国家家族計画プログラムの結果、家族計画実行率は約50%にまで上がっています。しかし、女子は、バングラデシュの伝統的規範に縛られ、家事や農作業の手伝いを強制されることが多いため、その8割以上が小学校を中退しており、その結果、女子の非識字率は約7割に達しています。また、栄養状態の悪さ、衛生上の問題もあり、この国の妊産婦死亡率は、10万件につき850人（日本は18人）に達しています。

これらの状況を踏まえ、今回採択されたプロジェクトは、保健指標、社会経済指標が低く、家族計画の普及、母子の健康づくり、環境衛生の改善、子どもの栄養状態の改善などの保健向上へのニーズが特

図表1-4 1999年度開発パートナー事業仮採択13件

国名	プロジェクト名	分野	団体名
1 フィリピン	東ネグロス養蚕プロジェクト	社会開発	(財)オイスカ
2 インドネシア	スマラン市モデル河川環境改善プロジェクト	環境	(財)北九州国際技術協力協会
3 インドネシア	マラリア・コントロール対策	社会開発	長崎大学熱帯医学研究所
4 ヴィエトナム	ヴィエトナム社会主義共和国北部山岳地域における持続可能な村落開発のための成人識字教育振興計画	社会開発	(社)日本ユネスコ協会連盟
5 ヴィエトナム	ヴィエトナム全国木造民家文化財保存プロジェクト	知的支援	昭和女子大学
6 ラオス	国立メディカル・リハビリテーション・センターにおける車椅子製造支援事業	社会開発	難民を助ける会
7 カンボディア	住民参加による基礎教育の改善ならびに農村開発計画	社会開発	(社)シャンティ国際ボランティアの会
8 ミャンマー	乾燥地帯における生活用水供給計画	社会開発	ブリッジ・エーシア・ジャパン
9 バングラデシュ	貧困層の能力育成と地方行政との連携を通じた参加型農村開発	社会開発	シャブラニール＝市民による海外協力の会
10 バングラデシュ	リプロダクティブ・ヘルス地域展開プロジェクト	社会開発	家族計画国際協力財団((財)ジョイセフ)
11 ジョルダン	持続可能な総合畜産開発および環境保全	社会開発	(社)日本国際民間協力会
12 ケニア	農村地域総合開発(水資源の確保、農業、保健衛生、小規模ビジネスの推進)	社会開発	IGA文化事業協会
13 ケニア	貧困層の生活改善プロジェクト	社会開発	(株)国際開発アソシエイツ

に高い、農村部のナルシンジ県やフェニ県において、リプロダクティブ・ヘルスおよび女性のエンパワーメントのモデルプロジェクトとして実施します。

具体的な活動としては、多目的女性研修センターでの保健指導、女性のための識字教育、リプロダクティブ・ヘルス地域指導者への教育啓蒙活動などを、3年間かけて実施する予定です。

ODA中期政策 とJICA

ODA 中期政策の内容

1999年8月に、以後約5年にわたりわが国のODA実施上の具体的指針となる「政府開発援助に関する中期政策」(以下「ODA中期政策」)が公表されました。この中期政策は、1992年6月に閣議決定されたODA大綱の基本理念・原則(P39参照)などを踏まえるとともに、以後のODAの進め方を体系的・具体的にまとめたものとなっています。

その策定の過程においては、総理大臣の諮問機関である対外経済協力審議会の意見をはじめ、国会での議論やODA改革に関する各界の提言を踏まえたほか、NGO代表との意見交換を行うなど、国民の意見を最大限に取り入れるための努力がなされました。

ODA中期政策は、「はじめに(序章)」および「基本的考え方」から「実施・運用上の留意点」までの6部で構成されています。その概要は以下のとおりです。

1. はじめに(序章)

21世紀に向けての開発上の課題、わが国と援助をとりまく近年の内外の状況などを踏まえ、今後、さらなる援助の適正かつ効果的・効率的実施、外交政策や国益との連携に努めることが必要であることを考えあわせ、中期政策を策定した経緯を記しています。

2. 基本的考え方

以下の6点をODAを実施する上での基本的な考え方として示しています。



中小企業の体質強化も経済構造改革支援のテーマ(インドネシアでの現地国内研修「服装デザインコース」)

- ①DAC新開発戦略^{*}に掲げられた目標を念頭に置き、ODA大綱のもとでODAに取り組むこと。
- ②途上国の自助努力と主体的取り組みを前提として、ほかの援助国や国際機関との協調・連携の強化、パートナーシップ構築に努めること。
- ③政策対話や事前調査に基づき、国ごとの事情に適合した効果的、効率的な支援に努めること。
- ④NGO、民間部門を含めたあらゆる主体のもつ利用可能なリソースとの役割分担と、これら主体との連携を図る包括的取り組みが必要であること。
- ⑤「人間中心の開発」の観点から、LLDC^{*}に特に配慮すること。また環境悪化などの種々の脅威から人間を守る「人間の安全保障」の視点に十分留意すること。
- ⑥「顔の見える援助」を積極的に展開し、わが国に対する国内外の信頼と評価を確保すること。

3. 重点課題

基本的考え方を踏まえつつ、以下の7つの重点課題に取り組むことをうたっています。

- ①貧困対策や社会開発分野への支援
基礎教育、保健医療、開発途上国における女性支援(WID^{*})・ジェンダー^{*}など
- ②経済・社会インフラ^{*}への支援
貧困層への裨益、民間部門との役割分担・連携などへの配慮
- ③人材育成・知的支援^{*}
人材育成、知的支援、民主化支援
- ④地球規模の課題^{*}への取り組み

環境保全、人口・エイズ、食糧、エネルギー、薬物

⑤経済構造改革支援

アジア通貨・経済危機の克服など

⑥紛争・災害と開発

紛争と開発、防災と災害復興

⑦債務問題への取り組み

4. 地域別援助のあり方

わが国の援助の重点地域であるアジアをはじめ、世界の発展途上にある地域ごと（東アジア、南西アジア、中央アジア・コーカサス、中近東、アフリカ、中南米、大洋州、欧州）に、わが国の基本的な認識と援助のあり方を述べています。

5. 援助手法

効果的、効率的な援助を実施するために、わが国のODA以外のリソースも含めて、開発上の手段を活用し、各主体との連携が必要であることを、以下の項目を中心に述べています。

①ODAにおける各種協力形態・機関間の連携

②ODA以外の政府資金（OOF）および民間部門との連携

③NGOなどへの支援および連携

④ほかの援助国および国際機関との協調

⑤南南協力^{*}への支援

6. 実施・運用上の留意点

わが国による援助のよりいっそうの効果的、効率的な実施を図り、また、内外の理解と支持を確保するために、援助実施・運用上の留意点を、以下のとおり述べています。

①開発途上国ごとの状況把握と国別援助計画の策定

②事前調査、環境配慮、実施段階でのモニタリングおよび事後評価

③開発人材の育成

④国民の理解と参加の促進

⑤情報公開の推進

ODA中期政策を踏まえたJICAの事業実施

わが国のODAの中核的な実施機関であるJICAは、中期政策において明らかにされた以上のような基本的方向性や重点課題を、具体的な事業として実施に移していく役割を担います。すでにさまざまな形で具体化が進んでいますが、ここでは、「顔の見える援助」の推進、重点課題への対応、そして、効果的・効率的実施という中期政策の3つの柱について、JICAの取り組みを紹介します。

1. 「顔の見える援助」の推進

経済、情報のグローバル化に伴い、地域社会の国際化や市民レベルの交流が進展する一方で、地球規模の課題がクローズアップされてきたことにより、いわゆる「地球市民」意識が広まりつつあります。また、社会の変化や価値観の多様化に伴い、ボランティア活動への関心が高まっています。これらを背景として、国際協力に関心をもち、活動に参加する市民が増加しています。

こうした市民の関心・参加意欲の高まりに対して、JICAは、ODA中期政策に盛り込まれている『「顔の見える援助」を積極的に展開し、わが国に対する国内外の信頼と評価を確保する』という基本的考え方に基づき、事業への市民参加を、以下の項目を中心として積極的に推進していきます。

①シニア海外ボランティア、青年海外協力隊員の派遣者数の拡大などによるボランティア事業の拡充

②NGOなどに事業実施を委託する開発パートナー事業や技術協力専門家の一般公募など、JICA事業に市民が参画する機会の拡大

③学校教育の現場における開発教育や市民講座への講師派遣など、開発途上国の課題に対する市民の理解を深める機会の拡大

2. 重点課題への対応

中期政策に盛り込まれた重点開発課題は、JICAとしても従来優先的に取り組んできたものですが、これをいっそう強化する試みとして、中期政策を踏まえ、主要な課題について、JICAの基本方針を課題別

指針として取りまとめるなど、その具体化に努めています。

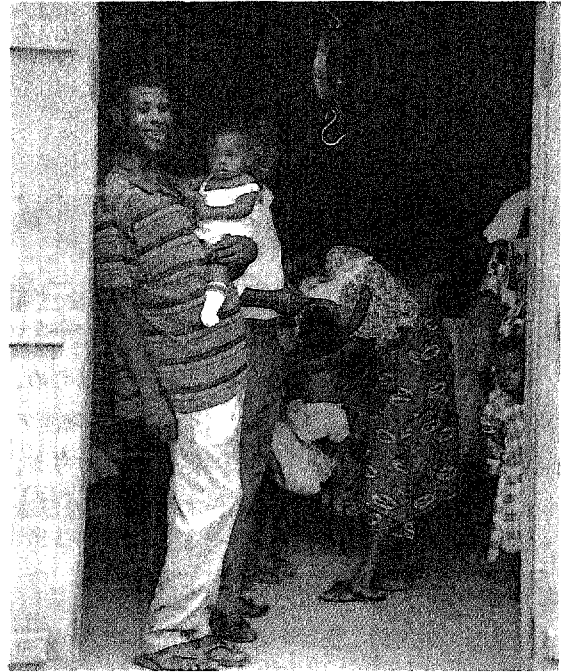
たとえば、「人間の安全保障」という新たな視点については、中期政策で明確化された基本方針に基づき、カンボディアにおける地雷対策への支援や、東チモールの復興支援などに積極的に取り組んでいます。

3. 効果的、効率的な事業実施のための取り組み

中期政策においては、効果的、効率的な事業実施のための方策として、国別アプローチの強化や、さまざまなレベルの連携の促進などを挙げています。これらの面でも、JICAは、中期政策を踏まえ、取り組みを強化することとしています。

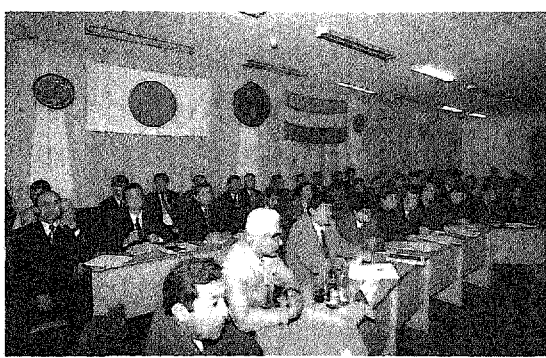
まず、国別アプローチについては、中期政策に基づき順次策定される政府の国別援助計画に沿い、きめ細かく援助を実施できるよう、2000年1月に発足した4つの地域部（アジア第一部、アジア第二部、中南米部、アフリカ・中近東・欧州部）を核とする国別・地域別体制をさまざまな形で強化します。

また、連携については、国際的な開発援助の枠組みが相互の協調を重視する方向に大きく変わりつつあることを受け、海外の援助機関との連携をいっそう密なものとしします。同様に国内でも、多様化する途上国のニーズに効果的に対応するために、官民の知見の結集や援助形態間の連携強化に努めています。



地元のNGOをパートナーとして実施されている草の根レベルの総合保健プロジェクト（ガーナでの開発福祉支援事業）

新たなニーズへの対応



ウズベキスタン市場経済化のための人材育成協力として実施された「重要政策中枢支援協力」でのセミナー

留学生支援

事業の目的

1999年度からJICAでは、「将来、途上国の各分野でリーダーシップを発揮し、21世紀を担う指導者となる可能性をもった優秀な若手行政官・研究者・実務家などを対象として、わが国の大学などにおける研究、人的ネットワーク構築などの機会を提供し、ひいては、二国間関係の基盤の拡大、強化を図る」ことを目的に、長期研修員受入事業と留学生支援無償事業という新しい2つの取り組みを開始しました。

長期研修員

これまで、1年を上限としていたJICAの技術研修員受入事業では、帰国後のキャリア形成に役立つ資格(学位)を取得することはできませんでした。この新しい取り組みにより、2年間の研修期間が標準とされ、日本の大学などで専門分野をより体系的に学び、学位(修士、博士)を取得する機会を提供することができるようになりました。

近年、開発途上国では、金融危機の発生、経済体制移行国の増加、民主化の進展などにより、法制度整備、公共政策、マネージメントなどの分野で、日本の経験に対する関心が高まっています。

1999年度は、社会科学系を中心とし、名古屋大学、早稲田大学、大阪大学、京都大学などで31人の長期研修員を受け入れました。人選は、相手国政府からの推薦をもとに、JICA在外事務所での第1次選考、受入れ大学の審査を経て決定します。研修分野は、法制度整備、国際関係学、教員教育、社会開発計画など多岐にわたっています。

長期研修員のなかには、JICA事業のカウンターパート¹も含まれています。1999年度は、砂漠化防止、エコロジー工学、マラリア研究などの地球的規模の課題²、すなわち長期的な研究を必要とする分野のカウンターパートを受け入れました。

将来、これらの研修員が帰国し、国造りの重要な一翼を担うことが期待されています。研修員の出身国も、アジア、アフリカ、中南米と世界各地に広がっています。

留学生支援無償

留学生支援無償事業は、当面、経済体制移行国を対象とし、1999年度は、ラオス、ウズベキスタンの両国から20人ずつの留学生を受け入れました。人選は、対象国との協議によって、あらかじめいくつかの重点分野を定め、日本での受入れ大学の協力を得て、公募・選抜を行いました。受入分野は、経済・経営管理、法律、国際関係、マネージメントなどです。

JICA スカラシップ事業

今回の新しい取り組みを踏まえ、JICAでは、従来実施してきた国費留学生(学術・技術協力事業分としてJICAに割り当てられるもの)および日系人支援事業として2000年度から実施される日系留学生と、上記の長期研修員、無償支援留学生をあわせ、大学などに留学する事業を「JICA スカラシップ事業」と総称し、関連事業との有機的な連携を図ることとしています。また、ワークショップの実施や留学生同士の交流を積極的に行うことも計画しています。途上国から日本に研修に来た若者たち自身が交流する

ことで、お互いの国の問題点、特徴などを語り合い、国造りの指針を導き出してほしいと考えています。

長期研修員、留学生支援無償とも、途上国から非常に注目され、また期待もされています。受入人数、対象国も今後増えることが想定され、ますます重要な事業となることが見込まれています。これらは、日本の学生とともに学び、暮らし、国造りのキーパーソンとなる若者を育成する大きな可能性を秘めた事業であるということができるといえるでしょう。

政策制度支援

政策制度支援とは

政策制度支援は、わが国の経験を生かして、途上国が国レベルの政策を立案したり実施する際に必要なノウハウや、法制度の確立に関係する能力の強化など、ソフト面に対する協力のことです。具体的には、冷戦終結を契機としたインドシナ諸国、中央アジア、東欧諸国などの市場経済化のほか、選挙制度などの民主化、生産性向上などの経済自由化や貿易自由化への取り組み、各種経済・社会開発計画の策定などの政策制度づくりを支援するものです。

1999年8月に外務省が策定した「ODA中期政策」では、これまで以上に人材育成や制度、政策などのソフト面での協力を重視することとされています。JICAにおいても、1プロジェクト単位から、セクター全体のプログラム単位のアプローチへの転換が求められているとともに、経済インフラ^{*}の運営や従来型の自然科学分野の技術移転^{*}をより効率的、効果的に行うためにも、これら政策制度支援、知的支援^{*}が不可欠との認識に基づいて、年々支援の拡充を図っています。

社会開発分野などの開発調査における取り組み

従来実施してきたインフラ整備のための調査に加え、政策提言型の調査として、教育分野では、インドネシアの前期中等教育の量的拡充と質の改善を図るために「インドネシア地域教育開発支援調査」を

行っています。この調査は、JICAから現地の教育文化省へ派遣された初等中等教育アドバイザー専門家との連携のもとに行っています。このほか、「タンザニア地方教育行政強化計画」や「ガーナ技術教育計画」を実施しています。

保健医療分野では、保健医療政策向上のために「マラウイ・プライマリ・ヘルスケア^{*}強化計画調査」を行いました。

農業分野では、「ネパール農産物市場開発計画」や「インドネシア水利組合移管計画促進」など、農産物の流通改善や農民組織の育成に関する調査を実施しました。さらに、インフラ整備に関する調査でも政策面が重視され、「ベトナム運輸交通開発戦略」では、ほかのドナー^{*}を主導する形で、運輸セクターの基本戦略が策定されました。

市場経済移行国における知的支援の取り組み

政府の統制による計画経済から市場経済への移行を図るインドシナ諸国、中央アジア、東欧諸国などでは、市場経済に必要とされる法制度などの確立が求められています。

1995年度に認められた「重要政策中枢支援^{*}」は、財政、金融、産業政策など、国の重要な政策制度の立案形成と、そのための中枢部門の人材育成に役立つよう、同部門に直接助言を行うものです。

第1号の案件である「ポーランド産業政策」は、ポーランド経済の国際競争力の強化を目的に、中小企業振興、産業技術開発などの分野においてセミナ



フェーズ1では民法立法作業に関する助言を行った「ベトナム法整備支援」



重要政策中枢支援協力でコンピューターを使って試験を受けるウズベキスタンの若手幹部候補

一開催などを支援し、そこで議論された構想が、ポーランド側に採用されるなどの成果が得られました。実施の過程では、市場経済への移行過程で変化の激しい相手国の事情を十分に理解した上で背景の異なる日本の経験を紹介する必要があることや、英語の使用が一般化していないことから、意思疎通のために迅速かつ的確な翻訳が必要であるといった留意事項も教訓として示されました。

また、「ヴィエトナム法整備支援」では、旧ソ連にならった法体系を見直すため、わが国の法務省、名古屋大学、弁護士会の支援を受け、民法の付属法令などの立法作業について、現地の法曹関係者への助言を行い、研修員受入事業で関連の国別特設コースを設置するなど、効果的な事業実施に取り組みました。1999年度からはフェーズ2が開始され、引き続き民法改正作業を行うほか、司法省に加え、最高裁判所、検察院を含む諸機関の人材育成に取り組んでいます。実施にあたっては、ほかのドナーとの調整や日本の法令の的確な翻訳なども課題となっています。

このほか、民法や民事訴訟法の法案の起草を支援する「カンボディア法制度整備支援」、中堅幹部公務員の育成を行う「ウズベキスタン市場経済化推進のための人材育成」、市場経済体制のもとで産業政策を推進する人材を育成するための「ブルガリア産業政策」などを実施しています。

さらに、市場経済化支援のひとつとして、わが国のシンクタンクなどの民間セクターの知見を活用する民間提案型セミナーがあります。これは、公募によりアイデアを募り、プロポーザル方式で民間機関

を選定し、セミナー開催を委託するものです。1999年度は、(財)国際開発センターなどに委託して、ヴィエトナムでは品質管理、標準化を中心とした産業競争力をテーマに、ミャンマーにおいては中小企業育成のための人材育成をテーマにそれぞれセミナーを行うとともに、タイでの関連研修も組み込むことにより、効果的な支援の実施に取り組みました。

市場経済の定着や経済構造調整[※]に向けた政策策定を支援する「市場経済化支援開発調査」は1994年度から実施され、1999年度は「ウズベキスタン水道事業経営・料金政策改善計画」「モンゴル経済開発・改革支援計画」などが実施されました。

「ヴィエトナム市場経済化支援計画策定調査」は、1996年度から開始され、1999年度からのフェーズ3では、同国の第7次5カ年計画策定に役立てるため、緊急性の高い、産業貿易、財政金融政策などの策定を支援しており、前述の法制度整備支援との連携も期待されています。

民主化支援

1996年のリヨン・サミットで発表された「民主的発展のためのパートナーシップ (PDD)」イニシアティブを受けて、司法、行政、警察などの研修を通じた人権の擁護促進や、自由、公正、かつ円滑な選挙制度の整備・実施、女性の地位向上などに向けた研修員受入や専門家派遣を行っています。1999年6月のインドネシア総選挙では、選挙運営を支援するため、20人の専門家を総選挙管理委員会などに派遣し、集計システムの運用支援や、30万カ所にのぼる地方投票所の適正な運営などに取り組みました。

このほか、和平プロセス促進のため、関係者10人を招へいして、「タジキスタン民主化セミナー」を行い、わが国関係者との意見交換や関連する個所の視察などの研修を行いました。

WTOに基づく多角的貿易体制に向けた取り組み

世界貿易機関 (WTO) の唱える多角的な貿易体制において、貿易、投資の拡大を通じた経済発展に役

立てるため、WTO加盟などに対する協力に取り組みました。WTO新規加盟国であるラトヴィアに対する加盟後の支援を行うセミナー専門家、サウディ・アラビアのWTO加入支援のセミナー開催のための専門家の派遣のほか、WTOの諸協定の履行に携わる組織育成のため、関税分野などの研修コースを実施しました。

さらに、プロジェクト方式技術協力として、基準認証体系の国際統一を進めるために、シリア国立計測標準研究所の支援を行うとともに、国際的な知的財産権の保護の向上を目的とした「フィリピン工業所有権近代化」、また、「ハンガリー生産性向上」などの協力を実施しました。

アジア通貨・経済危機の克服など経済構造改革支援

1997年のアジア通貨・経済危機を契機として、金融制度をはじめとした体制整備の重要性が認識され、「新宮沢構想」などの資金協力を効果的に実施するためにも、財政金融分野への支援のいっそうの強化が求められました。1999年度は、財政金融、企業経営などの分野で、専門家170人を登録したほか、マレイシア輸出入銀行に金融政策アドバイザーを、また、タイ小規模金融公庫へ融資審査・債権管理分野、工業振興局へ中小企業診断士制度分野、インドネシア中央銀行へ貿易金融管理分野などの専門家を派遣しました。

また、現地国内研修では、インドネシアにおいて与信能力などの向上のための銀行部門の再編に関する研修のほか、中小企業経営診断に関する研修などを実施し、第三国研修では、シンガポールにおいてASEAN諸国を対象に金融機関経営健全化のための実務者セミナーを行いました。

タイでは、タイ銀行協会と共同で、政策金融の役割と限界をテーマに民間提案型セミナーを開催し、金融危機を防ぐための金融政策や制度金融の果たす役割について検討しました。

さらに1999年度から、金融分野における制度支援のあり方を検討する「金融に関する政策支援型協力

基礎研究」を行っており、その成果は、同分野の政策支援の指針などとして活用される予定です。

アフリカ債務救済支援

TICAD IIフォローアップや、1999年にケルン・サミットで合意された債務イニシアティブを踏まえ、債権の管理や借入れを有効に活用する能力を高めるため、わが国は、1998年8月、ケニアにおいて、世界銀行、国連開発計画（UNDP）など共同で、アフリカ18カ国の参加を得て、債務管理セミナーを開催し、わが国からは副議長やアジア経済危機の経験を紹介する専門家を派遣しました。

続いて、シンガポールにおいて、英語圏アフリカ13カ国の中央銀行などの実務者レベルを対象とした、債務管理セミナーを第三国研修として実施しました。

今後の課題

政策制度支援にあたっては、支援の成果として、法制化やその適正な執行などが期待されます。そのためには、相手国の社会経済、文化事情に対する配慮とともに、ほかのドナーを含む関係者の幅広い理解を必要とし、その効果発現には時間を要するものです。一方、法制度整備のように、一度立法化されるとその影響が大きいものは、ほかの法律と齟齬をきたさないよう、法体系全体のバランスをとるための綿密な調査も要求されます。このため、支援にあたっては、息の長い、長期的な視点が必要とされます。

今後、政策制度支援をより有効に実施するには、大学関係者のほか、民間セクターを含む幅広いリソースから、語学力を備えた人材を育成・確保し、従来型の技術協力や資金協力との有機的な組み合わせによって相乗的な実効性を確保する必要があります。それと同時に、わが国の同分野における経験を体系化して情報整備などの取り組みを強化することや、相手国の関連情報を収集して、その体系的かつ詳細な分析評価に努めることが求められています。

紛争と開発



「カンボディア地雷除去活動センター（CMAC）」を訪れ説明を受ける故小淵前首相

冷戦終結後の紛争の特徴と開発援助の役割

冷戦後の地域紛争

冷戦体制崩壊後、世界各地で地域紛争が頻発し、本来人々の生活の向上や経済開発に向けられるべき資金やエネルギーの浪費を招いており、このことが開発促進の大きな阻害要因になっています。たとえば、国連基準によるLLDC^{*}（後発開発途上国）48カ国のうちの大半が、現在紛争を抱えている国および周辺の紛争国から難民を受け入れている国、あるいは、紛争を経験している国で占められています。

紛争が起きると、人的・物的な被害に加えて、多くの場合、大量の難民や避難民が発生し、貧困、環境破壊、経済破綻、近隣国との政治的軋轢などさまざまな複合的問題が引き起こされます。1999年1月の時点で、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が支援している人々の総計は、全世界で約2240万人にものぼり、その内訳は、難民1200万人、庇護希望者100万人、帰還民350万人、国内避難民600万人となっています。

冷戦終結後の紛争の特徴のひとつとして、国家対国家の紛争（inter-states conflict）ではなく、国内紛争（intra-state conflict）がその大部分を占めるようになり、1989年から1996年までに発生した101件の武力紛争のうち、95件が国内紛争であるともいわれています。

また、被害者として、あるいは、紛争当事者として、一般市民の関与が増大していることも近年の地域紛争の特徴といえます。第1次世界大戦では、軍人以外の市民の死傷者は全体の5%に過ぎませんでしたが、第2次世界大戦では約50%に跳ね上がり、

1990年代には80%ほどに達しているとの報告もあります。

紛争の要因

紛争の要因は、構造的要因と、紛争勃発の直接的きっかけとなる引き金要因に区別されますが、実際には、これらが多様で複雑にからみ合っており、単純に区分することは困難です。

1. 紛争の構造的要因

紛争の構造的要因とは、暴力的紛争につながるような潜在的情勢を生み出すもので、以下のものが挙げられます。

- ①人口過密、②富の偏在、③政治や経済活動への参加機会の不平等性、④資源をめぐる利権の集中、⑤多民族社会等の社会構成の問題、⑥グループ間の対立の歴史など。

また、富、教育、地位へのアクセスを占有する政治的グループが存在するような社会では、しばしば紛争が生じる危険性ははらんでいます。

2. 紛争の引き金要因

紛争の引き金要因とは、対立を暴力的紛争にエスカレートさせる行動やきっかけであり、例としては以下が挙げられます。

- ①急激な経済の停滞、②国内の結束力の崩壊、③軍隊など中央政権の国内におけるコントロール機能の変化、④政府の権力や特権へのアクセスなど権力の内部分配構造の変化、⑤武器の流入、⑥近隣諸国・地域機関の介入、⑦人や資本の大量移動など。

また、紛争は、静的ではなく動的なプロセスであり、さまざまな要因の組み合わせが、紛争をエスカレートさせるか、あるいは収束させるかを決定する

といわれています。

開発援助委員会による取り組み

紛争問題に対する取り組みは、従来、国際的枠組みによる軍事的、政治的対応が一般的でしたが、近年では開発援助の果たす役割が重要視されてきました。経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）では、紛争の予防と、紛争発生後の緊急人道援助や復旧・復興のために、ODAが一定の役割を果たすことができるとの認識に基づき、1995年、「紛争、平和と開発タスクフォース」を設置しました。その後、1997年5月には、紛争の各段階に協力する際の提言や留意点を取りまとめた「政策提言」と「紛争、平和と開発協力DACガイドライン」が承認され、多くの援助機関が「紛争と開発」の分野に積極的に取り組み始めています。

このガイドラインでは、紛争の4つの段階における対外支援の果たす役割について、以下のように指摘しています。

1. 潜在的な緊張状態

表面上平和な状態であっても、構造的状況が原因となって暴力的紛争を誘発することがあります。こうした状況における援助活動では、①自然資源の分配と管理の改善、②貧困削減、③よい統治の促進、④武器（特に小型武器）の規制、⑤市民教育、⑥人権尊重、⑦紛争により脅威にさらされているグループの自助能力の支援、⑧対話と調停構造の構築の促

進などに配慮していく必要があります。

2. 緊張が高まっている状態

緊張状態が高まっている場合には、適切な予防措置が迅速にとられるべきです。この段階では、対立する勢力の武器の備蓄を防止することも重要です。また紛争を未然に防ぐための紛争予防や調停とあわせて、永続的な平和を実現させるための努力を継続することも必要です。

3. 衝突・暴力的紛争の勃発

暴力的紛争が勃発すると、一般的には、予防外交や軍的手段を用いて、まず、紛争を終結させるための和平交渉が開始されます。これにあわせて、人道援助により、戦争の被害者や難民に対する支援が行われます。

4. 脆弱な変遷期・紛争後の状況

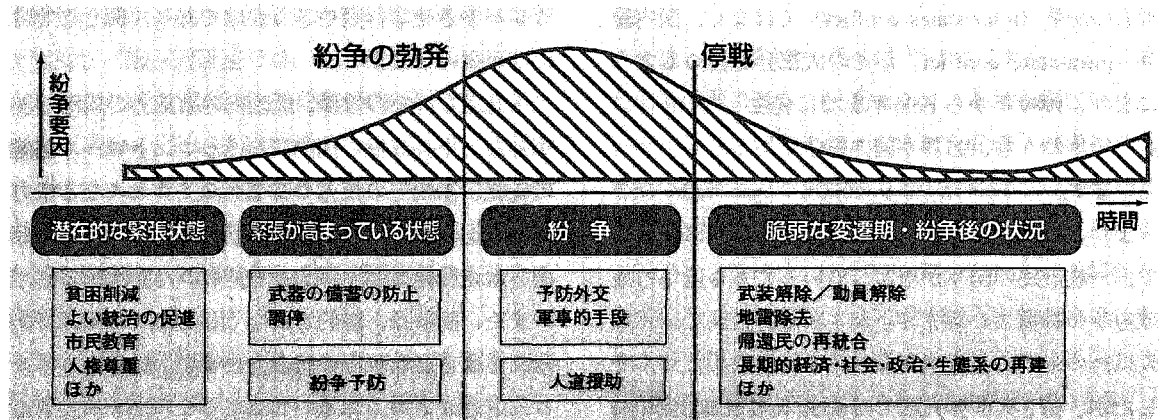
復興・再建活動に加えて、再融和の促進、暴力的紛争の再発防止も必要になります。このためには、以下の方策を実施することが必要です。

- ①武装勢力の武装解除や動員解除、②地雷除去、③軍隊の改革、④帰還民の社会への再統合、⑤平和的に紛争を解決するメカニズムの構築を含む紛争当事者間の調停、⑥暴力的紛争に陥るような構造的状態を緩和するための長期的な経済・社会・政治・生態系の再建。

わが国の取り組み

わが国では、1992年に発表された「ODA大綱」

図表1-5 対外支援の役割



の4原則を踏まえ、民主化支援や、途上国自身で持続可能な経済開発が行えるよう政府の行政能力の向上に必要な制度の整備、行政機能の強化などのための支援を行い、紛争後の復興支援やガバナンスの問題に積極的に取り組んでいます。そのほか、上記の原則に則り、軍事支出などの動向に十分注意を払いつつ援助を実施しています。また、1999年8月に発表されたODA中期政策でも、「紛争と開発」を重点課題のひとつとして取り上げ、わが国が、開発途上国・地域における紛争の予防と、紛争発生後の緊急人道援助や復旧・復興のために積極的な役割を果たしていく必要性をうたっています。

こうした方針を踏まえ、わが国は、経済・社会開発への支援を通じた貧困の削減、教育の普及などにより、紛争予防に取り組むとともに、最近では、コソヴォや東チモールなどにおいて、復興支援として、国際機関への資金拠出を中心に、難民・避難民の再定住支援を行うとともに、経済・社会開発を通じて復興支援も積極的に実施しています。また、近年、積極的に活動するわが国のNGOが増加していることを考えあわせ、従来のNGO事業補助金に加え、新たにNGO緊急活動支援無償の制度も発足させました。

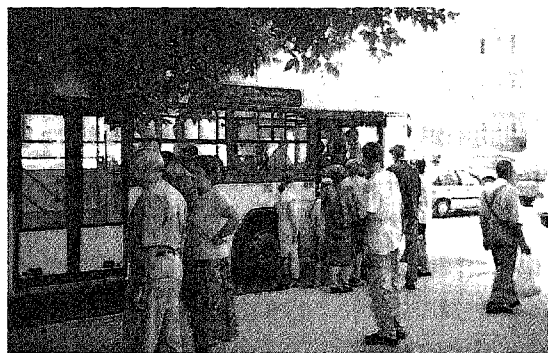
JICAの平和構築支援の現状

平和構築支援へのJICAの取り組み

平和構築は、従来の国際的な枠組みによる軍事的・政治的対応に加えて、開発援助を行うことにより、トータルな形で対処して平和を達成しようとする概念です。JICAでは、このうち開発援助の分野で以下のような活動を行っています。

1. 人道緊急援助

紛争中、あるいは、紛争終結直後には、人命を守り、最低限の生活を可能にするために、難民や紛争当事国・周辺国への人道緊急援助が実施されます。紛争に起因する災害への人道緊急援助は、PKO法案審議の際の国会答弁により、PKO法との関連で仕切りがあるため、たとえば、難民キャンプに対して



交通網整備のために無償資金協力により供与されたバス（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ）

JICAの緊急援助隊は派遣できませんが、難民の影響が直接・間接的に及んでいる周辺地域に対する技術協力については実施しています。

1999年4～5月には、コソヴォ支援の一環として、マケドニアに医療分野の短期専門家2人を派遣し、6～7月にはマケドニアとアルバニアにおいて、紛争終結後の復興支援のニーズを調査するための企画調査を実施しました。

2. 復興・開発支援

紛争が終結し、緊急期を過ぎると、紛争で破壊された社会・経済基盤を復旧するための復興・開発支援が必要となります。紛争後の復興・開発支援の目的は、紛争前の状態に戻すことではなく、平和構築と持続可能な開発の基礎を構築することであり、そのためには、特に行政制度を強化するとともに、治安および安全保障制度を確保し、経済と社会を再活性化することが重要となります。

JICAは、これまで、カンボディア、東チモール、ニカラグア、エル・サルヴァドル、レバノン、パレスチナ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モザンビークなどの国・地域で紛争後の復興支援を実施しています。

JICAの復興・開発支援における協力としては、市民生活の再建および経済全般の復興の助けとなる、住宅、保健医療施設、電気・水などのライフラインの基礎インフラ整備、職業訓練や雇用機会創出、道路、橋梁、通信施設などの経済インフラ整備、そして地雷除去が挙げられます。地雷除去分野では、カンボディアでプロジェクト形成調査を実施（1998年6月）した後、1999年3月に初の地雷無償案件「地雷除去支援機材整備計画」（4億7000万円）のE/N（交

換公文)が署名されました。ボスニア・ヘルツェゴヴィナ(1998年8月)、モザンビーク(1999年6月)でもプロジェクト形成調査を実施しており、形成された案件の実施を現在検討中です。

また、カンボディアでの除隊兵士社会復帰に対する支援(専門家派遣)、モザンビークでの除隊兵士の再定住と農業開発(開発調査)など、新しい分野における支援も実施していく方針です。

3. 紛争予防

紛争後の復興に留まらず、紛争を予防・回避するための援助も重要です。紛争を未然に防ぐためには、行政当事者の民主主義、司法制度、公正な裁判、人権などに対する認識と理解が不可欠です。

JICAは、民主化支援の一環として、1998年度のタジキスタン、エル・サルヴァドル、アフリカ英語圏諸国に引き続き、1999年度はタジキスタン、東アフリカ諸国を対象に民主化セミナーを開催し、民主主義のプロセス、公正な司法制度、行政・警察・選挙制度、民主主義のあり方などについての研修を実施しました。また、行政制度分野の協力、いわゆるガバナンス支援としては「行政管理」「犯罪防止」「国際捜査セミナー」などの集団研修を実施しています。

選挙監視においては、1998年7月に実施されたカンボディアの総選挙に企画調査員および専門家を2人派遣したのに引き続き、1999年6月に実施されたインドネシア総選挙には、選挙監視の専門家20人を派遣しました。

そのほか、貧困削減、環境保全などのさまざまな協力も紛争予防の範疇に入ります。

カンボディアにおける平和構築

アジア・大太平洋地域の平和と安定および発展にとって、カンボディアの安定は不可欠であるという認識から、わが国はカンボディアを含むインドシナ地域の復興・開発に積極的に取り組んできました。

わが国は、1993年の総選挙に至るまでの和平交渉でも積極的な仲介努力を行っており、1997年の武力



農村の女性に手芸の技術を指導(カンボディア三角協力)

衝突以降も、国際社会および衝突した両派の了解が得られる解決の道を模索するため、それぞれの段階で、カンボディアに対し比較的緩やかな条件を課し、その達成を条件に援助を実施してきました。これは、外交政策と継続的な援助をうまくかみ合わせたアプローチだと考えられます。

JICAのカンボディアにおける具体的な平和構築支援の3つの協力例を以下に紹介します。

1. カンボディア難民再定住・農村開発プロジェクト(三角協力)

このプロジェクトは、カンボディアのタケオ州およびコンボンスプー州で、農村基盤整備、日本・ASEAN(インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ)専門家および青年海外協力隊員による技術指導を行うことにより、帰還難民、国内避難民(IDPs)、除隊兵士の再定住を促進し、農村地域開発の一助となることを目的としたもので、1992年よりUNHCR、1994年からはUNHCRに代わって国連開発計画(UNDP)の協力を得て実施しています。

具体的には、1992年からの第1フェーズで、まずコンボンスプー州周辺の農道改修、貯水池建設、内水面漁業施設整備、農業開発センター建設を行いました。1994年からの第2フェーズでは、JICA専門家、青年海外協力隊員、ASEAN専門家による農業、生計向上、教育向上、公衆衛生の4分野での技術指導と、草の根無償資金協力による学校建設や、UNDPへの拠出金を活用した小規模の道路改修などを実施しました。1995年からは、農村地域開発プログラム「Integrated Programme」を開始し、住民参加型の農村地域開発を最重要課題として、草の根レ

ベルでのニーズ調査を行い、住民との対話を通じた支援計画の策定を行いました。

1999年3月に実施された評価調査では、対象地域の貧困層の割合や食糧不足の割合が減少し、農村住民の生活向上および統合が進捗していることが報告されています。ASEAN専門家の参加によって、これらの国で南南協力^{*}のノウハウが蓄積され、独自にカンボディアに対する支援を行う動きが見られるようになったことも、ひとつの成果です。

2. 退役軍人自立支援

カンボディアでは、国家歳出、GDPに占める軍隊の経費が大きく、国家財政を圧迫しています。このため、軍隊の経費を縮小し、それを社会・経済セクターへ転用して経済発展に利用することや、余剰兵士を除隊させて経済的に自立させ、市民生活に適應させることが急務となっています。

この問題に対処するために、1999年2月、東京で開催されたカンボディア支援国会合において、カンボディア政府と世界銀行が連携して策定した「退役軍人自立支援プログラム（CVAP）」が発表されました。これに対してわが国が協力の意向を表明したことを受け、JICAは、本計画への協力の可能性を探る目的で、1999年8月に短期専門家2人を派遣しました。これらの専門家の報告を踏まえ、JICAの次のステップの協力について検討しています。

3. 対人地雷対策支援

カンボディアでは、1970年以降の20年以上にわたる内戦時代の遺物として、数十万～数百万単位の地雷が全国に埋設されており、これらが経済活動を阻害するとともに、人々の社会生活を脅かしています。また、被災者も相当数にのぼり、19～55歳の生産年齢人口に被災者が多いことから、家族の負担も大きいものとなっています。

1992年に設立されたカンボディア地雷除去活動センター（CMAC）は、地雷探査、地雷除去、地雷回避教育などに積極的に活動していますが、これまでに除去できた地雷数は約11万個にすぎず、面積的には約3600km²あるといわれている地雷原のうち、約

2%にあたる75km²程度が終了したにすぎません。

こうしたなか、わが国は、1997年3月「対人地雷に関する東京会議」を主催し、地雷除去に関する国際的な取り組みである「東京ガイドライン」を提示するなど、地雷問題に関する積極的な取り組みを推進しています。さらに、1997年12月には、オタワにおいて「対人地雷全面禁止条約」（オタワ条約）に署名（1998年9月30日に批准）するとともに、「犠牲者ゼロ・プログラム」を提唱しました。これは対人地雷の「犠牲者ゼロ」を目標に、普遍的かつ実効的な対人地雷の禁止の実現と地雷除去活動支援・犠牲者支援の強化を車の両輪とする、包括的なアプローチをとることが不可欠との考えを表明したものです。

カンボディアでも、地雷除去支援や被災者支援活動に積極的に取り組むために、JICAは1998年6月にプロジェクト形成調査を実施しました。これに基づき、地雷除去作業の大半を占めるといわれる灌木除去作業を機械化し、大幅な作業時間短縮を行うための灌木除去機や、車両、通信機器などの調達に必要な無償資金協力を実施したほか、CMACの運営を手助けする情報システムアドバイザーを派遣し、地雷除去活動の効率化、迅速化に大きく貢献しています。

また、地雷被災者の社会復帰は重要な課題であるので、JICAとしてもすでに活動しているNGOとも連携しながら、地雷被災者が通常の社会生活を営めるよう、精神面、肉体面、技術面などで、総合的なリハビリへの人的・物的支援を実施していく方針です。

東チモールに対するJICAの協力

1999年8月30日に行われた、東チモールのインドネシアからの分離独立または自治を問う直接投票を受けて、東チモールの中心都市ディリなどでは、選挙の結果を不服とする併合派による発砲や放火が発生し、この結果、大量の難民が発生しました。

わが国は、多国籍軍への途上国の参加を支援する

今後の課題

ため、国連信託基金に対し1億ドルをめぐりに資金拠出を表明したほか、人道支援の一環として、UNHCRなどの国際機関に資金協力やテント、ビニールシートなどを供与するとともに、自衛隊機によるUNHCRの援助物資の輸送に協力しました。また、1999年12月には、JICAの高橋技術参与が、国連東チモール暫定統治機構（UNTAET）事務総長副特別代表に任命されたほか、2000年3月にはUNTAET上級民政官として、新たにJICA職員が採用されています。

1999年12月、東京で開催された東チモール支援国会合で、わが国は新たに1億ドルを供与することを約束し、東チモールの復興支援に積極的に取り組む姿勢があることを国際社会にアピールしました。

これを受け、JICAでは、本部に東チモール緊急支援委員会を設置したほか、2000年1月には、東チモールの援助ニーズを調査するために経済協力調査団を派遣し、対東チモール支援として次の3本柱を掲げました。

- ①インフラの復旧・整備
- ②人材育成
- ③コミュニティ開発

この調査結果に基づき、水供給改善、地形図作成、緊急インフラ施設設計のための開発調査や、NGOを活用した開発福祉支援事業*を実施しています。また、2000年3月にはJICAディリ事業所を開設しました。

ほかのドナー・NGOとのネットワーク、連携協力

平和構築支援に際しては、個々の国レベルでの取り組みでは不十分であり、国家、国際機関、NGO、民間などさまざまな組織相互の協力が不可欠なことから、こうした相互間の連携を強化していくことが必要です。特に、紛争中や紛争終結直後の情勢が混乱しているなかにあつては、現地の正確な情報を得ることが難しいことから、現地のニーズを把握するとともに、援助の重複を避けるためにも、従来にもまして密接な情報交換が必要となり、現地での情報交換、援助協調の効率的な仕組みを確立することが重要になります。

また、紛争予防や復興・開発支援にはさまざまな協力対象分野があります。たとえば、平和教育、安全保障部門改革、小型武器規制などについては、JICAとしてもこれまで経験やノウハウが少ないほか、難民キャンプに対してJICAの緊急援助隊を派遣することもできないことから、JICAだけではすべてを網羅することは困難です。また、紛争終結直後の緊急期には、要請主体となる政府が存在しないなどの理由により、JICAが援助をすぐに開始できない場合もあります。したがって、開発福祉支援事業や開発パートナー事業により、NGOの活動を支援していくとともに、国際機関、ほかのドナー*、NGOとの適切な役割分担、援助協調を行い、さまざまな組織や団体の協力を適切に組み合わせることによって、包括的に現地のニーズを満たすことが重要にな

COLUMN

平和構築へのほかのドナーの取り組み

DACによる取り組み

1997年5月に採択された「紛争、平和と開発協力DACガイドライン」をより実用的なものとするために、「紛争、平和と開発タスクフォース」が断続的に開催されています。現在、安全保障部門改革、紛争予防と緩和などについての政策研究について議論が続けられるとともに、地域レベルの経験をガイドラインに

反映させるために、リージョナル・コンサルテーションがアフリカ（1999年11月開催、エチオピア）のほか、中南米（2000年6月開催予定）、アジア（2000年10月開催予定）でも開催される予定です。

CPRによる取り組み

CPRは、1997年、開発援助関係の主要なドナーであるわが国を含む先進国

とOECD、世銀などの国際機関が、紛争と開発をテーマに、自由に意見交換を行う非公式な会合として始まり、毎年2回、参加メンバーの持ち回りで開催されています。ドナーの積極的な参加のもとに、紛争予防のための援助戦略の策定、紛争の影響分析および評価手法、安全保障部門改革などのさまざまな課題について議論されています。

ります。

平和構築支援に関するさまざまな取り組みや課題の整理は、DACやCPR（Conflict Prevention and Post-conflict Reconstruction Network：紛争予防、紛争後復興支援ネットワーク）をはじめとして、ほかのドナーや国際社会によりすでに相当程度行われています。したがって、こうしたDACやCPRなどへの出席、ならびに本分野で積極的な活動を行っているUNDPやUNHCRをはじめとする国際機関やほかのドナーとの情報交換を通じて、国際社会の課題や各ドナーの動向を検討していくことも重要です。

こうした情報交換の一環として、1999年9月には、外務省、JICAおよびCIDA（カナダ国際開発庁）の共催により、日本とカナダのODA実務者のほか、両国のNGO約50団体、学識経験者などが参加して、日本・カナダ合同シンポジウム「開発と平和構築」を在日カナダ大使館で開催しました。

このシンポジウムでは、次の4分野を中心に今後具体的方策を検討していくことが合意されており、現在このフォローアップのための準備を進めています。

- ①平和構築についての域内ワークショップの開催
- ②日本・カナダ両国の官民合同による平和構築プロジェクトの評価（レビュー）
- ③両国NGOの人事交流
- ④草の根無償・開発福祉支援などによる平和構築分野のNGO活動の支援

紛争と開発援助の関係への配慮

紛争予防や紛争中・紛争後の緊急援助、復興・開発支援において、開発援助は大きな役割を果たします。しかしながら、その一方で、DACでは、通常の開発援助が紛争の要因に影響を及ぼす、あるいは、開発援助が紛争を助長する可能性があることを指摘しており、こうしたことから開発援助が、紛争状況に対して与える正負の影響を認識した上で、平和を支持する力を強化すること、あるいは、紛争を助長する力を弱めることを目的として開発援助を使用すべきであるという議論がなされています。したがって、

こうした開発援助がもつ二面性を認識した上で、開発援助を実施していくことが重要であるといえます。

さらに、紛争とジェンダー^{*}、貧困、環境など、ほかの地球的規模の課題^{*}との相互関係にも十分配慮していくことが重要です。紛争予防のためには、貧困削減や環境対策が必要であり、他方で、紛争により、多くの難民が生じたり、インフラの破壊や、人の大量移動、資源の乱用のために自然環境が破壊され、その結果、貧困や環境問題が生じることもあります。内戦終結国では、幼児死亡率、識字率、栄養失調率、就学率などの社会的指標が極端に悪化することも指摘されています。また、紛争の与える影響はジェンダーによって異なるほか、紛争から逃れ、克服しようとする際にも、多くの場合、女性は、男性に比べてさまざまな差別を受け、多くの困難に直面しています。

紛争再発防止の観点への配慮

紛争後の復興支援の最大の目的のひとつは、紛争時の敵対グループに属する帰還民や除隊兵士たちの和解、統合に貢献し、紛争を再発させる要因を縮小していくことです。紛争の敗者など、特定のグループを排除した偏った援助の実施は、紛争再発の要因になり得るといわれています。

このために、復興支援を行う際には、紛争の再発要因を助長することがないように十分留意するとともに、敵対していたグループ間の再融和に努めることも重要です。また、兵士の「武装解除」「動員解除」「市民社会への復帰」プログラム（DDR）を実施することも治安の改善、紛争再発防止のために不可欠です。DDRプログラムの実施に際しては、除隊兵士が市民社会に復帰するまでの長期的、持続的なビジョンをもつとともに、敵対派が軍事活動を行わず、復興プロセスに参加するための和解プロセスを支援することも、安定した社会の構築のために重要です。

JICAでは、カンボディアやモザンビークにおける除隊兵士の社会復帰についての支援策を現在検討しています。